

# 破産法改正に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成16年12月28日

株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

破産手続の迅速化及び合理化を図るとともに、権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合した機能的なものに改めることを目的とした破産法の改正が来年1月に施行されることに伴い、「取引参加者規程」等について所要の規定整備を行います。

## 2. 改正概要

破産法が見直されることに伴い、現行規定中の「破産」を「破産手続開始の決定」に改めるなどの改正を行います。

(備 考)

・取引参加者規程第21条等

## 3. 施行日

平成17年1月1日から施行します。

以 上